

新旧対照表

○神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則

新			旧		
別表第1（第1条の2、第4条関係）			別表第1（第1条の2、第4条関係）		
公共的施設	用途	指定施設の規模等	公共的施設	用途	指定施設の規模等
1～4（略）	（略）	（略）	1～4（略）	（略）	（略）
5 商業施設	（1） 公益事業の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア （略） イ 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第3号</u> に規定する <u>小売電気事業者</u> の事務所 ウ （略）	（略）	5 商業施設	（1） 公益事業の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア （略） イ 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第2号</u> に規定する <u>一般電気事業者</u> の事務所 ウ （略）	（略）
	（2）・（3）（略）			（2）・（3）（略）	
	6～18（略）			（略）	
備考（略）			備考（略）		